算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの、被災市街地復興特別事業に係るもの及び総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

C_{13}　ア　平成 13 年度市場公募都市に係るもの　0.018
　　イ　平成 13 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.013

C_{14}　ア　平成 14 年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 14 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.016

C_{15} ＝ 0.006

C_{16} ＝ 0.003

C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.014
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01283
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01792

D_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの、被災市街地復興特別事業に係るもの及び総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

C_{12}　ア　平成 12 年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成 12 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.017

C_{13}　ア　平成 13 年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成 13 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

C_{14}　ア　平成 14 年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 14 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.016

C_{15} ＝ 0.006

C_{16} ＝ 0.003

C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.014
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01286
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01796

D_n　平成 n 年度に発行を許可された臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える